

2014年11月28日

大阪高等裁判所 御中

原告 吉井康雄



陳述書（1）2012年5月以降のカリキュラム委員会の動き

カリキュラム委員会はカリキュラム委員会の基本機能は無視した不法な打合せを行っている事を、ここで明らかにする。なお、不法な打合せによる行為とは

被告池島カリキュラム委員長は2012年10月12日、原告の「3ヵ年講義計画」を議論、8名全員の総意で原告の担当科目は不要、不必要として来年度は不開講、原告の特任は認めない決定を行い（陳述書（乙26））、被告井形は「カリキュラム委員会と学部長は一心同体」としてその決定を遂行している。

- (1) カリキュラム委員会は5月11日以降  
原告の特任任用を妨げる打合せを行っている
- (2) 被告池島カリキュラム委員長の運営するカリキュラム委員会は、  
原告の担当科目の有用性を議論していない可能性が大きい
  - ① 被告池島の尋問の様子から、原告の担当科目を実質的な議論をしていない。
  - ② 被告井形は被告池島の報告をもとに、即、原告に特任辞退を求めている。
- (3) 本来のカリキュラム委員会とは
  - ① カリキュラム委員会の基本機能
  - ② 変質した現在のカリキュラム委員会
  - ③ カリキュラム委員会規程は成文化されていないが、1997年以降、現在に至るまで①で述べたカリキュラム委員会の基本機能は引き継がれている。

(1) カリキュラム委員会は5月11日以降原告の特任任用を妨げる打合せを行っている

2012年5月11日： 今朝のカリキュラム委員会で原告の特任をはずす動きがあるので注意すること、教授会は休まないようにとの連絡を受ける。

北村カリキュラム委員が「特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能」と話し、北村流「ごまかし」がはじまるであろうとの連絡を受ける。その内容は  
・原告が3年間の授業ができるか ・休講回数 ・教授会の出席回数（出席率）などを挙げていて、彼らに体制を固められると、覆すのが難しい。

原告の特任申請にあたっては、井形学部長に、「執行部、よろしく」ということが大事かと思うという内容である。

2012年6月8日： 原告の特任教員の件で今朝のカリキュラム委員会が何か仕掛けているとの注意を促すメモを見せられるが、その内容が全く理解できない。

2012年10月14日： 10月12日のカリキュラム委員会の内容（乙26）の一部について連絡を受ける。

カリキュラム委員会の動きを批判する言葉 “カリキュラム委員会は人事にまで手を出そうとしている、無茶苦茶だ” で始まり、原告の講義計画について 北村カリキ

キュラム委員がクレームをつけるが、出席者は何も発言しない。

ただ、「二宮正司教授の特任教員への採用と同じように扱ってくれ」、「原告の出したカリキュラムに何か不備がありますかと聞くこと」というアドバイスを受ける。

その内容の一部は「原告は1部科目を2部で教えている」、「外国書講読はバーバラさんと非常勤の先生の科目である」など。

このように、5月以降、10月に至るカリキュラム委員会の動きは、北村カリキュラム委員の「特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能」の一言に集約されるように、決して全員の総意ではないことが理解される。

(2) カリキュラム委員会は、原告の担当科目の有用性を議論していない可能性が大きい

① 被告池島の尋問の様子から、原告の担当科目を実質的な議論をしていない。

法律が専門で、原告の担当科目はわからないという答弁（被告池島調書22～28頁）であったが、不要、不必要を被告井形に報告するには、被告池島は自分の言葉に置き換えて、「カリキュラム委員会の総意」ではなく“正当な判断であるという根拠”をもとに報告するのが責務であるが、不要とする理由は全く答えていないから、“原告の担当科目を外すことが目的”とみなせる。

② 被告井形は被告池島の報告をもとに、即、原告に特任辞退を求めている。

被告井形は流れ生産方式のように原告に特任辞退を申し入れ、聞き入れないとみた翌日には徳永学長に会い、「書類の不備は受けつけていない」という言葉で「不受理」と判断、原告に「不受理になりました」というメールを送っている。

これは、被告池島が“原因”をつくり、被告井形が“結果”を出し、“原告の特任申請を拒否する”ことを連携して行った証左とみられる。その理由は、

- ・被告井形はカリキュラム委員長として二宮正司教授の特任人事を進めてきた当事者であり、「原告の担当科目の重要性」を理解していること
- ・被告井形は、「経営学」の教授として採用されていることから、科目の不要の有無を見極められないはずがないこと
- ・学部長の立場を放棄し、「カリキュラム委員会と学部長は一心同体です」（甲11、48頁）と、学部長の判断を放棄していること

(3) 本来のカリキュラム委員会とは

① カリキュラム委員会の基本機能

カリキュラム委員会は、科目に係わる検討事項について幾つかの代替案を議論してつくり、その代替案を洗練化して教授会に提案する機能をもっている。北村体制が固まり今日に至る2000年当時、原告がカリキュラム委員、全学の教務委員をしていた頃は、コース別カリキュラム委員会をもち、それを学部のカリキュラム委員会にあげ、教授会に提案し、教授会の議論を経て決定されるように進めていた。

② 変質した現在のカリキュラム委員会

しかし、北村實、二宮正司と体制が引き継がれ、カリキュラム委員会の進め方も独裁的になり、現在の被告井形、被告池島体制においても引き継がれている。

- ・ 45名の教員、多くの非常勤の担当科目をわずか8名で行う
- ・ そのカリキュラム委員は被告井形学部長が決めていること
- ・ 任期は何かの事由がない限り期限がないこと
- ・ セクハラやカンニング不正処理に係わった二宮教授、樋口教授、北村教授らがカリキュラム委員を継続して務めていること

このようなカリキュラム委員会の運営によって、原告をはじめ特定の教員、例えば、藤嶋准教授の発言「自分の担当科目を本人に断りもなく池島カリキュラム委員長も持つとカリキュラム委員会が決めたことに危惧を表明」(2012年1月27日教授会)から伺われるように、カリキュラムなどで圧力をかけるといったことが行われ、経営学部教授会の悪い温床の1つになっている。

- ③ カリキュラム委員会規程は成文化されていないが、1997年以降、現在に至るまで前述の①で述べたカリキュラム委員会の基本機能は引き継がれている。

被告池島は尋問で「他学部の規程を参照」(被告池島調書2頁)と発言するが、それは疑問である。被告池島は人間科学部の規程が施行される以前からカリキュラム委員であった可能性は高い。

山田学長補佐の発言にあるように、カリキュラム委員会の基本機能は脈々と受け継がれている。それを変質させてきているのは被告等歴代の学部執行部である。

なお、2012年度では2003年在籍者が29%、退職率16%。新規採用率31%という状況が規程などの趣旨を正しく引き継いでいけるのかという不安はあるが。